

## 協同農業普及事業の実施に関する方針 - 千葉県 -

### はじめに

1 温暖な気候や豊かな自然条件に恵まれた千葉県は、全国屈指の農業県であり、成田空港や東京湾アクアライン、圏央道等のインフラの整備・充実が進み、新たな広域ネットワークが形成されるなか、「食の宝庫」として、県内だけでなく首都圏や全国の消費者に、新鮮でおいしい農産物を安定的に供給する大きな役割を果たしている。

また、本県の農業・農村は、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない、数多くの地域資源や多面的機能を有している。

2 協同農業普及事業は昭和 23 年の発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、農業経営体の育成、産地づくり、農業の生産性の向上、農村生活の改善などの様々な課題に対応して展開され、本県農業の躍進に成果を挙げてきたところである。

3 しかしながら、農業・農村を取り巻く環境は、経済のグローバル化の進展、消費形態の変化と産地間競争の激化、農業者の所得低迷、さらに、生産者の減少と高齢化の進展、農地の減少や耕作放棄地の拡大、有害鳥獣被害の増加など急激かつ大きく変化しており、解決しなければならない大きな課題が山積している。

このため、国は、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築などを通じて農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、協同農業普及事業の運営を行うものとし、「農業改良助長法」に基づく「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）（平成 27 年 5 月改正）により、取り組むべき基本的課題を次のように定めた。

- (1) 農業の持続的な発展に関する支援
- (2) 食料の安定供給の確保に関する支援
- (3) 農村の振興に関する支援
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

また、県では総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン(平成 29 年 10 月)」を策定し、産地の戦略的な競争力強化と高収益型農林水産業への転換による「農林水産王国・千葉の復活」及び「農林漁業者の所得向上」と、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による「農山漁村の活性化」の実現を目指し、具体的な数値目標として「農業

産出額全国第2位 4,500億円」を掲げ、実現するための具体的な取組を「千葉県農林水産業振興計画（平成29年12月）」としてとりまとめ推進しているところである。

4 そこで本県は、農業改良助長法第1条に定める普及指導活動の主旨のもと、国の運営指針及び県の振興計画を基本に、「協同農業普及事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を策定し、農業者の高度で多様なニーズに応えられるよう、普及指導活動の重点化・効率化を進め、関係機関との連携の上、普及指導活動を展開するとともに、農業事務所改良普及課を農業改良助長法第12条の「普及指導センター」に位置付け、普及指導員の活動拠点とする。

さらに、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法を総括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上などを担う組織を本庁に設置して、全県を対象とした高度な普及指導活動を展開するとともに、この組織を「農業革新支援センター」と位置付け、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する個別相談・支援対応などにあたる。

なお、協同農業普及事業の実施に当たっては、普及指導員が、

- (1) 農業者に対し地域の特性に応じた高度な技術及び知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能（以下「スペシャリスト機能」という。）
- (2) 地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施などを支援する機能（以下「コーディネート機能」という。）

この両機能を、幅広い関係者と連携を構築するコミュニケーション能力と併せて発揮し、農業者の所得の向上と地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

また、本県の担い手育成の中核的な教育機関である、県立農業大学校を農業者研修教育施設と位置付け、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成を図る。

## 第1 普及指導活動の課題

本県では「千葉県農業を支える多様な担い手の確保・育成」を普及指導活動の基本的な課題とする。

普及指導活動の展開に当たっては、地域や対象の将来像を描くとともに、次の視点により、課題を設定し推進する。

## 1 力強い産地づくりの推進

全国有数の産地を有する本県の園芸農業については、国内外の産地間競争に打ち勝ち、園芸産出額全国第1位に向けた力強い産地づくりを推進するとともに、それを支える高収益型園芸農業への転換を図る農業経営の担い手を育成する。そのため、施設化による安定生産と品質向上、省力化・機械化、農地集積等による規模拡大など生産力の向上と、市場関係者を始めとする食品関連業者等と連携した、大口需要への対応に向けた産地間連携の構築、加工向け品目や独自の新品目の導入、輸出への挑戦など産地の収益力向上に向けた活動を支援する。

また、将来にわたり安定的な生産や農業経営を維持するため、本県特産である落花生や、牧草などの地力作物を含めた輪作体系の確立と定着を目指す。

## 2 水田を有効活用した力強い水田農業経営の確立

水田を有効活用した力強い水田農業経営の確立と地域農業の維持・発展のために、生産効率がよく多様な営農活動を展開する大規模経営体や集落営農組織を育成する。また、集落等での話し合いによる人・農地プランの作成支援、ほ場整備事業や農地中間管理事業等を活用し、地域の中心的担い手への農地の集積・集約を進め、効率的な経営を推進する。さらに、早場米産地としての市場評価の向上を図るため、良食味で高品質な米生産や、主食用米の需給改善と稲作農家の所得確保のため、飼料用米などの新規需要米の生産拡大や低コスト生産を支援する。

## 3 畜産経営の体質強化

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、地域の畜産クラスター及び意欲ある経営体に対し、効率的な飼養管理技術の確立、耕畜連携等による飼料用米・稲WC Sの取組等の飼料自給力強化、畜産物のブランド化、家畜排せつ物の適正管理と有効活用などによる経営体質強化を重点的に支援する。

## 4 千葉県農業をけん引する企業的経営体の育成

アグリトップランナー（販売額3,000万円以上の企業的経営体）をはじめとする産地や地域農業を牽引する企業的経営体を育成するため、経営発展段階に応じた、経営目標の明確化と経営管理指導を推進し、収益力の向上や経営の多角化などの経営改善に果敢に取り組む農業者を支援する。

このため、法人化の促進や経営継承の円滑化を図るとともに、パートナーシップ型農業経営の実践による経営の維持・発展を進めるため、女性農業者の経営管理能力の向上を図り経営参画を進める。併せて女性農業者の社会参画に向け支援を行う。

## 5 地域を支える多様な担い手等の確保・育成

就農希望者が円滑に就農でき、しっかりと定着できるよう、県立農業大学校、高等学校等と連携し、就農支援に取り組む。さらに、指導農業士等の協力を得て、将来の農業経営者となる農業後継者や新規参入者などを地域で育てる体制を構築し、多様な担い手の確保・育成を図る。

また、女性や高齢者・小規模農家が生き生きと農業に取り組めるよう支援を行うとともに、地域農業を支える集落営農の取組について、関係機関と連携して集落の合意形成と組織化を進め、その活動を支援する。

さらに、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）等の見直しや農地集積などを通じ、地域の農業を担う家族経営体、法人経営体、新規就農者、集落営農組織等、多様な担い手が効率的経営を行えるよう支援する。

## 6 農業・農村の活性化

地域資源を活用し、生産・加工・販売を一体化した6次産業化による農産物の高付加価値化と農業の高収益化の実現に向けた取組など、経営の多角化・高度化による収益力向上や農作業体験の推進、都市と農村との交流推進等の取組と、農業・農村や地域の活性化を目指す農業者の活動を支援する。

さらに、地域農業・農村の振興に向け、関係機関と連携し、地域の合意形成による水田・畑地利用調整や耕作放棄地の活用等、農地の計画的利用を推進するとともに、農地の利用集積や鳥獣被害防止対策などについて支援を行う。

## 7 安全な食料の安定供給体制の確立

首都圏に位置する本県の特性を生かし、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、持続性の高い農業生産方式の導入・普及など環境にやさしい農業を推進する。

また、リスク対策や経営改善につながる農業生産工程管理（GAP）の手法を広く産地や農業者に普及定着させるため、その実践に向けた支援を行う。

さらに、消費者及び農業者の相互理解を深め、安全な食料の安定供給体制の確立を図るとともに、農産物の輸出、東京オリンピック・パラリンピック等により増加する来訪外国人の食材提供などの取組を、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の取組等を通じて支援する。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

本県では都市的地域，平地農業地域，中山間農業地域において，それぞれ特徴ある多彩な農業が展開されている。そこで，農業の様々な課題や発展方向に即し，普及指導員の農業革新支援センター及び普及指導センターへの適正な配置に努める。

今後も，普及指導活動の質的向上と関係者の連携を強化するため，試験研究機関や県立農業大学校及び農林水産部関係各課との人事交流等により，計画的な普及指導員の養成と適正な職員配置に努める。

### 1 普及指導員の配置

普及指導センターは，高度化・専門化する農業経営体のニーズに的確に応えるとともに，地域農業の課題解決に当たっては，地域の視点に立ち地域の将来方向を描きながら，担当グループを基礎に戦略的な普及活動を展開する。

そのため，普及指導員のスペシャリスト機能とコーディネート機能が十分に発揮できるよう各グループには，原則として作物，野菜，果樹，花き，畜産，農産物利活用を担当する普及指導員を配置する。なお，各普及指導員は，経営，農業労働，生活経営，GAP，スマート農業に関する指導を行うものとする。また，グループリーダーが地域戦略を担当する。

### 2 普及指導員の在任期間

効果的な普及指導活動を展開するためには，普及指導員の資質向上を図りつつ，農業者との信頼関係の構築や地域の実情把握が必要なことから，一定の在任期間を確保する。

### 3 農業革新支援専門員の配置

農業革新支援センターには，普及指導員のうち，高度な専門性を有し，試験研究機関，教育機関，行政機関等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応，重要課題の解決に向けた普及指導活動の全県的な企画立案・総括・指導，他の普及指導員の資質向上を担う者（以下「農業革新支援専門員」という。）を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

第1の「普及指導活動の課題」に即した活動を展開していくため，地域農業の実態の把握と高度な技術，知識の習得を進め，生産管理等の専門技術を基本としたスペシャリスト機能を高める。

また、地域農業の将来ビジョンに基づいた戦略を立案し的確に指導できるよう、コミュニケーション能力の向上を図り、農業者や地域の関係者との信頼関係を築き、人や地域との絆を強化できる、コーディネート機能を併せ持った、普及指導員を養成する必要がある。

このため、千葉県普及指導員等人材育成計画を策定し、計画的かつ継続的に普及指導員の資質向上に努める。

## 1 人材育成計画

人材育成計画には、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、その資質の継続的な研鑽が図られるよう、目指すべき人材像、普及指導員に求められる資質・能力、人材育成に向けた取組方針、その推進体制等を定める。

## 2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められるスペシャリスト機能及びコーディネート機能が十分に発揮できるよう、農業及びその経営に関する高度な技術・知識、新規就農者から指導農業士をはじめとする先進的な農業者、地域内外の民間を含む関係機関と信頼・連携関係を構築するコミュニケーション能力や普及指導活動の手法、地域農業の将来展望に基づいた戦略の立案手法等については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的資質として、計画的かつ継続的な習得を進める。

## 3 資質向上の方法

普及指導員の研修の実施にあたっては、国・県の役割分担を踏まえ、試験研究機関等を含む多様な者と連携し、職務経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定し、農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成を目指す。

また、研修計画に基づき普及指導員に対する研修を実施する際には、最新の情報通信技術（以下「ICT」という。）等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、OJT等を行うほか、国等が行う研修を利用する。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 農業者に対する支援の充実・強化

戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進に向け、農業者に対する必要な支援活動について、県と民間等（企業、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ。）が行うことを俯瞰しつ

つ、多様な関係機関による総合力を発揮し実施する。

(1) 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題については、地域の基幹品目の強化、多様な担い手の確保・育成等、本県農業の発展のため必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

また、普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者を始めとする経営改善に意欲的な農業経営者及びその集団（集落営農等）、新規就農者、新規参入者並びに経営参画に意欲的な女性農業者に重点化するものとする。

(2) 県が担うべき分野における取組の強化

市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関との協議の場を設けるなどにより、農業協同組合が行う営農指導を始め、各関係機関が担うべき分野を明確にした上で県が担うべき分野における取組を強化する。

(3) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

普及指導活動を進める上では、普及指導員がコーディネート機能を最大限に発揮し、民間等を含む多様な機関が効果的に活動できるよう、積極的に情報交換の場を設ける。

また、普及や関係機関のOBをはじめとする、地域農業の支援者を、集落営農推進員等に委嘱し、地域農業を支える集落営農を推進する。

さらに、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、知的財産権、マーケティング、ICT等の分野については、地域の実情に即して、専門家を普及指導協力委員として委嘱するなどして役割分担を明確化しつつ、専門知見等、民間活力を積極的に活用する。

(4) 先進的な農業者等との協力関係の構築

農業革新支援専門員及び普及指導員は、先進的技術を有する農業者や育種家等と、その保有する知的財産権に留意しつつ協力関係を構築し、技術、経営の確立と普及を図る。

また、産地の体質強化、これらに係わる流通販売戦略づくり、農業後継者や新規参入者など多様な担い手の確保・育成について、指導農業士等をはじめとする先進的な農業者や地域リーダー、農業協同組合との連携を強化しつつ、それぞれの機能を発揮して役割分担しながら取り組む。

#### (5) 新規就農者等の育成強化

就農を希望する新たな担い手が安心して参入できるよう、県立農業大学校等での実践的な教育・研修など知識及び技術の習得を進めるとともに、市町村等と連携し就農相談や農地の確保に向けた支援などを行い、認定新規就農者の確保に努める。

また、認定新規就農者制度や、農業次世代人材投資事業等を活用し就農・定着を促進するとともに、農業法人への就農を推進し、新規就農者の増加を図る。

さらに、就農直後の担い手に対しては、生産販売の知識・技術の習得を目指す経営体育成セミナーの実施、リーダーの育成や経営者としての資質向上を図るグループ活動の支援や各種研修制度など、段階に応じた支援を継続し、定着を促進する。

#### (6) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業経営で実用性の高い技術が開発されるよう、普及指導員は県、国立研究開発法人、大学、民間企業等に積極的に情報提供するなど、研究開発に企画段階から積極的に参画するとともに、急速な技術革新に対応し、新しい技術が普及現場へ導入されるよう、各種試験研究機関との連携を強化する。

#### (7) 都道府県間の連携

有害鳥獣対策、ICTやロボット技術などのスマート農業を実践するための先進的技術の活用等、各県の連携を要する課題については、効率的かつ有効的な解決が図られるよう、農業革新支援専門員及びこれに準じる資質を持つ普及指導員は、他県と積極的に情報交換・共有化を図る。

### 2 普及指導活動の効果的な実施

普及指導活動を一層効果的に実施するため、普及指導計画を適切に策定し、外部評価の導入により当該計画等の検証及び次期策定計画の改善を図るとともに、普及指導センター、農業革新支援センター、県立農業大学校の適切な運営を図るため、以下の取組を行う。

#### (1) 普及指導計画の策定と評価

計画的な普及指導活動を展開するため、関係機関等との合意形成を図りつつ、中期展望に立った「普及指導4か年計画」と単年度ごとの「普及指導計画」を策定する。

計画に基づき実施した普及指導活動の成果については、先進的な農業者や関係機関等を含む有識者による客観的な外部評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。



## (2) 効率的かつ効果的な普及指導活動体制の整備

普及指導センターにおける活動体制は、地域プラス機能分担方式とする。管内に複数のグループを編成し、地域の課題解決に即して、コーディネート機能を発揮するとともに、作目別のスペシャリスト機能を発揮して普及指導活動を行う。

また、農業革新支援センターは、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援、複数の普及指導センターにまたがる緊急かつ重要な課題に対応する。

## (3) 研修教育の充実強化

県立農業大学校は、青年農業者その他の農業を担うべき者の育成を行う中核機関として、試験研究機関及び普及指導センターと密接に連携を図るとともに、役割分担を明確にして、農業の技術及び経営に関する実践的な教育・研修を行う。

このため、次の点に留意して研修教育の充実強化を図る。

### ア 高度な農業技術と優れた経営感覚を有する担い手の育成

機械化・大規模化に対応した農業機械の研修や6次産業化に対応した実習と併せて、生産から販売まで一連の会社経営を体験する模擬会社の活動を充実するなど、高度な農業技術と優れた経営感覚を有する担い手を育成する。

### イ 時代の変革に対応できる担い手の資質向上

広い視野と的確な判断力を持ち、国際化の進展や消費者のライフスタイルの変化など、時代の変革に対応できる担い手を育成する。

## (4) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及活動の推進に資するものとし、試験研究機関をはじめとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を普及指導員の資質の向上及び現地の課題解決を図るために有効に活用するものとする。

## 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

普及組織は、関係機関・団体と連携し、農業改良資金などの制度資金や補助事業等の行政施策を有効な普及指導活動の手段に位置付け、それらを活用し、地域の特性を生かした農業生産・農村生活を実現するため、次の点に留意し協同農業普及事業の推進を図る。

### 1 各種協議会・団体との連携の確保

活力ある地域農業を構築するため、関係機関・団体で構成する連携会議等を開催し、密接な連携を図る。

認定農業者など経営改善に意欲的な農業者や新規就農者に対し、積極的な普及指導活動を展開するため、市町村・農業委員会・農業団体等と共に「農業再生協議会」等の構成員として活動する。

また、「千葉県農業改良普及事業協議会」や「千葉県指導農業士会」等との連携を密にするとともに、普及指導活動を効果的・効率的に推進するため、関係する林業、水産分野との連携を図る。

### 2 農業に関する教育への協力

新規就農者の確保・育成を進めるため、県立農業大学校や高等学校等との連携を図るとともに、市町村・農業協同組合等が行う農業者に対する研修についても、役割分担しながら協力する。

また、農業への理解促進のための取組や食育活動を行っている小中学校、市町村、農業協同組合等と連携・協力する。

### 3 普及指導員の養成

改良普及課に配置された「普及技術員」（普及指導員資格未取得者）を普及指導員資格の取得ができるよう、普及指導員の養成を図る。

附則 この実施方針は、令和2年3月23日に制定する。